

平成25年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成25年6月28日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年6月28日午前 9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成25年6月28日午前10時26分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

6番 森田 泰雄

会議録署名議員の氏名

4番 岡田 久雄 9番 丸山 久志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村喜代一 議会書記 乾 浩朗

議会書記 寺井 佳孝 議会書記 菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男
 理事兼総務課長事務取扱 西島 栄治
 理事兼建設課長事務取扱 中村 秀一
 理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西島 楠博
 教育次長・
山吹ふれあいセンター所長兼務自然体農村管理センター総長兼務 池田 清隆
 税務課長 中島 一也
 高齢福祉課長 花木 秀章
 建設課参事 畑中 智博
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 山口 敏彦
 社会教育課長・
 図書館長兼務 木村 坂次

教 育 長 松田 定
 理事兼保健医療課長事務取扱 加賀山 睦
 理事兼上下水道課長事務取扱 松山 正伸
 会計管理者・
 会計課長兼務 藤林 学
 企画財政課長 脇本 和弘
 住民福祉課長 嶋田 昌弘
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 奥山 英高
 産業環境課長 宮崎 光
 学校教育課長 小川 淳一
 学校給食センター所長 藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 5 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 2 5 年 6 月 2 8 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 23 号 井手町企業立地促進条例制定の件
- 第 3 議案第 25 号 井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 26 号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 平成 2 4 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報告書及び平成 2 5 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第 6 議員派遣の件
- 第 7 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。少し時間が早いようですが、おそろいですので始めたいと思います。

早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に森田泰雄議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成25年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番、岡田久雄議員、9番、丸山久志議員を指名します。

日程第2、議案第23号、井手町企業立地促進条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田鈴美産業厚生常任委員長。

3番（木田鈴美） それでは、ただいま議題となっております議案第23号、井手町企業立地促進条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は6月24日に招集いたしまして、委員定数6名のうち5名の委員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、まず最初に行政側より条例制定の件についての説明を求め、その後、慎重かつ熱心に審査が行われました。その報告内容、質疑の中から、主な内容につきましてご報告いたします。

まず、この条例の内容につきまして、本町において本店または工場、研究所、そのほかの事業場を設置する企業に対し助成金を交付することにより、企業の立地を促進し、もって地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とするための条例となっております。

次に、条文の内容に続き、助成対象企業の指定要件や助成内容について資料により説明がありました。

質疑については、まず、助成金を受けたい企業からの申請について調査、審議を行うため、新たに設ける井手町企業立地促進審査会の委員構成について

てどのように考えておられるのかの質疑に対し、委員については、大学教授、町・府の行政職員、商工者の代表する方6名以内で考えておりますとの答弁がありました。

次に、現在の工場誘致条例であれば、条例にて固定資産税・法人町民税に相当する助成金が定まっていますが、今回の条例では、規則・要綱で定めるというのでは、議会のかかわりが薄くなるのではないかとの質疑に対して、本条例の制定に当たり、京都府、城陽市を含めた近隣市町の条例、規則、要綱を参考にしたところ、規則・要綱にて定めており、本町においても同様な対応を考えておりますとの答弁がありました。

次に、助成対象企業指定要件の中で、製造業、自然科学研究所、情報関連産業とありますが、具体的にどのような産業を考えておられるのかの質疑に対して、いずれも日本標準産業分類において判断するものであり、具体的に情報関連産業については、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、映像情報制作・配給業、民間放送業、デザイン業、もしくは機械設計業に分類される産業、またはこれに準ずる産業を考えておりますとの答弁がありました。

次に、助成金のうち、事業場設置に対する助成が投下固定資産額の10%であることから、投下固定資産額の定義についての質疑に対し、土地に定着する土木設備、工作物、機械、装置、用地の造成、そのようなものをもって投下固定資産額と述べておりますとの答弁がありました。

次に、白坂開発について、井手町と城陽市の両市町にまたがって工場ができた場合の助成金の取り扱い、また、白坂開発以外の土地では助成対象となるのかとの質疑に対して、2市町にまたがった工場については、条例制定後に関係者と協議を行いたいと考えております。また、白坂開発地域以外の準工業地域においても助成対象になりますとの答弁がありました。

次に、この助成を受けるに当たり、申請の時期並びに申請後の交付時期についてはどのように考えておられるのかの質疑に対して、申請時期は工事の着手90日前で、交付の時期は助成金の種類によって異なるとの答弁がありました。

そのほか、条例制定全般について、助成対象企業指定要件、事業場設置助成、雇用創出助成、創業支援助成をもとに、詳細にわたって熱心に質疑が行われました。

次に、討論についてのご報告を申し上げます。

企業立地促進条例の制定により、企業進出の期待ができ、このような景気状況の中で雇用確保につながるものとして期待して、賛成の討論がありました。

なお、条例施行後については、審査会では公害問題等の諸問題についても十分な審査をしていただき、議会にもその内容を報告され、幅広い目でチェックをしていただきますよう要望がございました。

次に、採決を行いました結果、議案第23号、井手町企業立地促進条例は、全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

議長（村田忠文）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第23号、井手町企業立地促進条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文）　挙手全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第25号、井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光）

（議案第 25 号を朗読説明）

議長（村田忠文） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 25 号、井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 25 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 26 号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第 26 号を朗読説明）

議長（村田忠文） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11 番（谷田 操） 3 ページですけれども、別表第 1 に区域の定義があつて、都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示されたその地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域とあるわけですが、地図もついていないし、面

積は何平米あるのか、今回、その白坂地域、開発されている区域全域ということなのか、何か特別に整備計画が定められた区域というのは、またそのうちの何%ぐらいなのか。

それと、都市計画を変えるときに、市街化区域への編入をするというような、そういう、住民説明のときやらにもあったと思うんですけど、市街化に編入するんやったら地区計画というのは要らないんじゃないかと思うんですけども、市街化に編入していない地域があるのかということが一つ。

それと、5ページですけれども、建物の面積の敷地に対する割合の最高限度ですけど、多賀の駅前場合は10分の7で地区計画をつくって、防火性がないものは10分の6という規定になっていたんですが、これは白坂の場合はそういう規定なしに全部10分の6なのか、どういう違いがあるのかということをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 畑中参事。

建設課参事(畑中智博) ただいまの谷田議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、面積につきましては、多賀白坂地区地区計画の面積、約10.3ヘクタール全てでございます。

それと、全域かというご質問に対してでございますけれども、全域でございます。

そして、市街化区域に編入していない地区はあるのかというふうな御質問、市街化区域に含めた中で、今回含めていない地域があるのかのご質問に対してでございますけれども、今回、白坂地区の地区計画区域は全て本条例に含めておりますので、全域でございます。

次に、建物の面積、建蔽率のことでご質問があったかと思いますが、10分の6というのは全域なのかというご質問についてでございますけれども、全域10分の6、建蔽率は10分の6でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) かつて、その多賀の駅前の地区計画をつくるときに、市街化区域に編入するのではないだけども、市街化に編入するのとほぼ

変わらない土地利用ができるというために地区計画をつくりますというよう
な説明を受けた記憶があるんです。今回は市街化に編入したんですよね、全
部。もうそれは済んだんですね。それで、市街化になった時点で、いろんな
制限をかける必要があるという場合、それだけではいけない、やっぱり条例
をつくらないと制限をかけられないということなのかということと、さっき、
建蔽率の件で、10分の6というのは、全域10分の6かということじゃな
くて、防火性能があるかないかで建蔽率が、多賀の地区計画の場合は変わっ
たんですけども、これはもう防火性能があろうがなかろうが全部10分の6
と。それはどういう理由なんですかということですよ。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 畑中参事。

建設課参事(畑中智博) ただいまの谷田議員のご質問にお答えさせていた
できます。

まず、多賀白坂地区、市街化区域に編入したのだから、前回と比べたら地
区計画を定める必要がないのではないのかというご質問かと思うんですが、
その質問に対してですが、最近ではございます。京都府の指導ではございま
すけれども、市街化区域に編入する際には地区計画を定めるようにとの指導
がございます。本件につきましても、その指導に従ったところでございます。

また、市街化区域、工業地域でございます。その中でもやはり一定の建物
の制限というのを、今回、地区計画に定めておりまして、市街化区域ででき
る建物よりも厳しい規制を、今回、白坂地区においては行っております。

また、10分の6、建蔽率の件でございますけれども、準防火は準防火と
いうことで、別途指定をさせていただいております。ただ、10分の6に指
定いたしましたのは、もちろんそれよりも建築物が小さい方が望ましいこと
ではございますけれども、10分の7になりますと、やっぱり工場地域とし
ましては若干大きいことになりますので、あえてここは城陽市と話をさせて
いただきまして、10分の6というふうなことで取り決めさせていただきま
した。

以上でございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 賛成の立場で討論します。

白坂地区の開発については、下流の水対策等で心配な点があるということ
を再々指摘させてもらっているとおりで、その意味からも、いろいろ今後も
建物が建つことについては、しっかりとチェックもしていかなあかんと思
うんですけども、今回、開発されることには賛成はできないけれども、もう
開発が決まっているわけで、その時点で制限をかけるということについては、
やはり十分チェックする上でも必要やということだと思いますので、この条
例には賛成します。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これから、議案第26号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第26号は原案のと
おり可決されました。

日程第5、平成24年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関す
る報告書及び平成25年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につ
いてを議題とします。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みの
ものであり、井手町もこの公社に加入しておりますので、議員の皆様にもご
承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事
者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは、報告を願います。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

(日程第5を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で日程第5を終わります。

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成25年6月井手町議会定例会を閉会します。

今期定例会は、6月21日から本日までの8日間という忙しい会期でありましたが、重要な事件を審査していただき、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。厚くお礼を申し上げます。

これから酷暑の時期を迎えますが、議員の皆様には御身ご自愛の上、議員活動にご精励いただきたいと思います。

また、行政におかれましては、本会中に開陳されました意見や要望等を町政施行に反映していただきますよう要望し、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時26分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 丸 山 久 志